第１　総　　括

1　管内の概況

（1）　管内の状況

管内は青森県の東南部に位置し、八戸市を中心とした太平洋側に面した平坦部と岩手県境に面した山間地帯からなっており、北は十和田市・三沢市、南は岩手県、西は秋田県と接している。八戸市（管外）を中心に 6 町 1 村からなり、概ね東西 50～65km、南北 33km で面積は 1,041.29km² で県全体の 14.0%である。地形は一般的に複雑で、地域の西部を奥羽山脈が走り、南部は北上山系の北端となるため、東部の台地を除き起伏が大きく，地域のほぼ中央を馬淵川、新井田川が横切って太平洋に注いでいる。

気象は、東北地方の北部に位置しているが、降雪量が非常に少なく日照時間が長いこと、また春から夏にかけて冷涼な偏東風（やませ）が吹くことが特徴である。

（2）　町村別人口、面積及び人口密度

管内の人口は、令和 7 年 10 月 1 日現在(県推計人口) 80,030 人(男 38,533 人、女 41,497 人)で令和 2 年国勢調査年の人口(86,867 人)に比べ減少している。

人口を年齢別に見ると、年少人口(15 歳未満)の割合は 9.7%(青森県 9.5%)、老年人口(65 歳以上)の割合は 38.5%(青森県 35.7%)である。

町村名	人　口			年少人口(15歳未満)		老年人口(65歳以上)		世帯数	面積(km²)	人口密度(1km²当)
	計	男	女	人口	%	人口	%			
県	1,145,475	540,296	605,179	108,884	9.5%	408,861	35.7%	508,434	9,645.11	118.76
管内計	80,030	38,533	41,497	7,798	9.7%	30,814	38.5%	33,876	1,041.29	76.86
おいらせ町	23,977	11,537	12,440	3,179	13.3%	6,935	28.9%	9,892	71.96	333.20
三戸町	7,929	3,721	4,208	594	7.5%	3,555	44.8%	3,415	151.79	52.24
五戸町	14,319	6,879	7,440	1,131	7.9%	6,337	44.3%	5,976	177.67	80.59
田子町	4,269	2,026	2,243	326	7.6%	2,070	48.5%	1,827	241.98	17.64
南部町	15,116	7,101	8,015	1,303	8.6%	6,401	42.3%	6,155	153.12	98.72
階上町	12,597	6,374	6,223	1,155	9.2%	4,516	35.8%	5,866	94.00	134.01
新郷村	1,823	895	928	110	6.0%	1,000	54.9%	745	150.77	12.09

注）人口、年少人口、老年人口、世帯数：
県統計分析課「青森県人口移動統計調査（年報）」（令和 7 年 10 月 1 日現在）
※上記表における「年少人口割合」「老年人口割合」の数値は、県が別途公表している標記年報の数値（第 6 表）と一部相違する。（標記年報では、「『上記「年少（老年）人口数』から『年齢不詳人口数』を差し引いた数値」を使用して割合を計算しているため。）
面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和 8 年 4 月 1 日現在）
人口密度：上記の人口を面積で除したもの

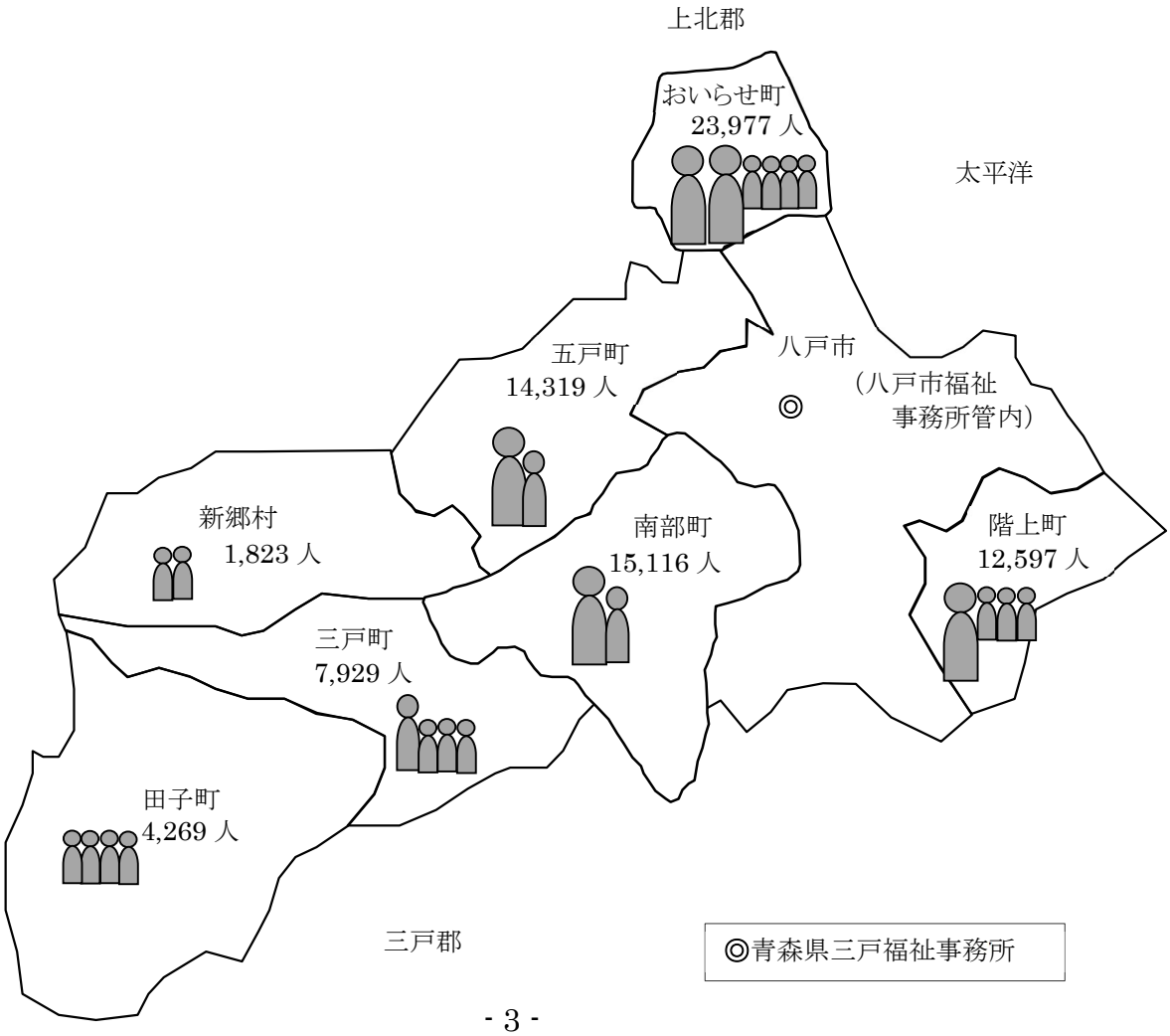
管内人口の推移(国勢調査年 10 月 1 日現在)

年	人口			年少人口(15 歳未満)		老年人口(65 歳以上)	
	計	男	女	人口	%	人口	%
平成 17 年	103,505	49,836	53,669	14,567	14.1	25,884	25.0
平成 22 年	97,800	46,805	50,995	12,194	12.5	27,165	27.8
平成 27 年	92,190	43,911	48,279	10,186	11.0	29,636	32.1
令和 2 年	86,867	41,747	45,120	9,012	10.4	31,319	36.1

（３）　青森県三戸福祉事務所管内図（人口分布）

令和７年 10 月１日現在

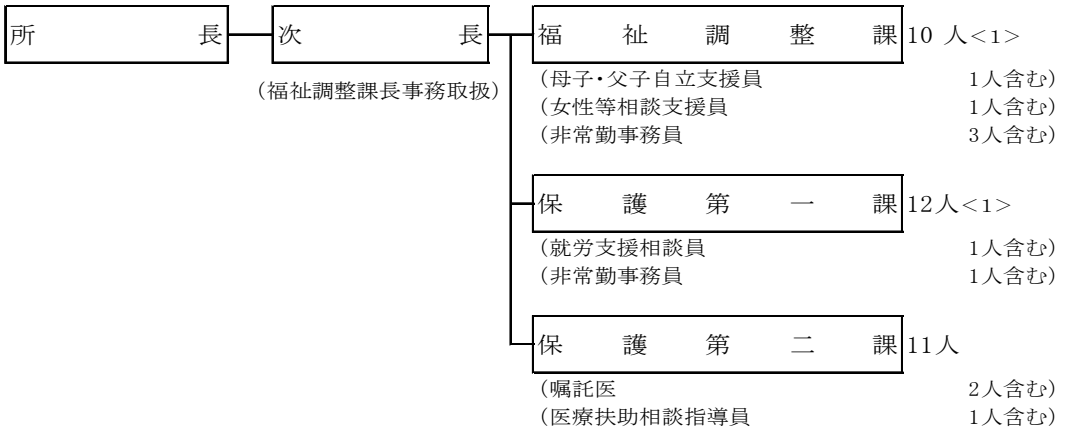




2　機構図と分掌事務

（1）　組織機構図

令和８年４月１日現在



注）1　産（前）後休暇・育児休業中の職員を＜＞内に別掲表記する。

（2）　分掌事務

福祉調整課

1　戦傷病者援護法に定める更生医療の給付並びに補装具の支給及び修理に関すること
2　児童福祉法に定める助産の実施及び母子保護の実施に関すること
3　母子及び父子並びに寡婦福祉法において福祉事務所が行うこととされている業務に関すること
4　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関すること
5　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還に関すること
6　民生委員・児童委員に関すること
7　所内の庶務に関すること
8　災害の被害・救助状況報告に関すること
9　日赤の地区事業に関すること

保護第一課・保護第二課

1　生活保護法に定める保護の措置に関すること
2　生活困窮者自立支援制度に関すること
3　社会福祉統計に関すること

3　課別、職名別・職種別職員数

令和８年４月１日現在

正職員							臨時・非常勤							合	職名別 / 職種別 / 所属	事務職（正職員）	
管理職	総括主幹	課長	主幹	主査	主事	小計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱託医	小計	計		ケースワーカー	一般事務
1						1								1	所長		1
1						1								1	次長		1
		注1	1	2 <1>	2	5 <1>	3	1	1				5	10 <1>	福祉調整課		5 <1>
	1		2	1	6 <1>	10 <1>	1				1		2	12 <1>	保護第一課	8 <1> (2)	2
	1	1		2	4	8				1		2	3	11	保護第二課	6 (1)	2
2	2	1	3	5 <1>	12 <1>	25 <2>	4	1	1	1	1	2	10	35 <2>	計	14 <1> (3)	11 <1>

注１　次長が福祉調整課長を兼務している。
注２　（　）内は福祉職再掲
注３　育児休業中の職員を ＜　＞ 内に別掲表記している。

4　令和８年度運営方針

（1）基本方針

住民誰もが安心して自立した生活を営むことができる地域福祉を推進するため、実施体制のより一層の充実を図り、所管する業務を円滑かつ適正に実施する。

また、生活保護費の返納・費用徴収及び母子父子寡婦福祉資金の償還において、多額の収入未済があることから、その解消に向けた組織的な取組をより一層強化するとともに、新規債権発生の防止に努める。

（2）重点目標及び具体的推進事項

ア　生活保護業務等福祉業務の適正な実施
（ア）生活保護業務の円滑かつ適正な実施
（イ）被保護世帯に属する児童への積極的な進路支援による貧困の連鎖の防止
（ウ）不正受給対策の推進

イ　配偶者からの暴力（ＤＶ）の防止等への取組の充実
（ア）女性等相談支援員及び事務担当者による切れ目のない相談対応
（イ）女性相談支援センター及び警察署等関係機関との連携強化

ウ　各法に係る収入未済の解消促進
（ア）債権発生未然防止のための届出義務等の指導徹底
（イ）債権が発生した場合の早期対応
（ウ）年度の早い時期からの収入未済解消対策会議の開催等、納入指導推進に向けた所内体制の強化
（エ）時効が完成した場合の速やかな不納欠損処理

5　令和８年度行事予定表

月	行　　事
4 月	課長会議（毎月 1 回） 福祉調整課会議（毎月 1 回） 保護課定例会（毎月 1 回） 新規滞納者指導状況確認会議（毎月 1 回） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査会（随時） 青森県三戸福祉事務所・管内町村・八戸公共職業安定所・消費者信用生活協同組合・三戸地域自立相談窓口定期協議・支援調整会議（毎月 1 回） 初任者研修
5 月	
6 月	ハローワーク八戸、ハローワーク三沢管内生活保護受給者等就労自立促進協議会
7 月	
8 月	第 1 回生活保護関係収入未済解消対策会議
9 月	
10 月	
11 月	三八地域 DV 関係機関支援連絡会議
12 月	
1 月	県福祉事務所生活保護法施行事務指導監査
2 月	第２回生活保護関係収入未済解消対策会議
3 月	

6　令和８年度相談日程表等

電話や来所による相談に随時応じている。